

令和7年仙審第6号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月13日04時15分

福島県相馬港東方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		6.6トン	1.5トン
登録長		14.14メートル	6.17メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		448キロワット	
漁船法馬力数			54キロワット

3 事実の経過

Aは、平成8年10月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及び自動操舵装置を、舵輪左舷側にレーダー、魚群探知機及び機関操縦レバーを、右舷側にGPSプロッターをそれぞれ備え、主にさし網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和6年9月13日02時00分相馬港を発し、同港北東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、02時20分前示漁場に到着し、操業を行ったのち、04時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、前部甲板を照らす作業灯を点灯して他の乗組員に漁具のゴミ除去作業を行わせ、ノースアップ表示で3海里レンジとしたレーダーを作動させて操船に当たり、レーダー画面を一見したのち、レーダーを1.5海里レンジに切り換え、04時03分少し前相馬港沖防波堤北灯台（以下「沖防波堤北灯台」という。）から091度（真方位、以下同じ。）3.5海里の地点で、針路を245度に定めて自動操舵とし、13.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、乗組員が行う前示作業の様子を見ながら続航し、04時12分半沖防波堤北灯台から123.5度1.82海里の地点に達し

たとき、正船首1,040メートルのところに、Bの白1灯を視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、乗組員が行う漁具のゴミ除去作業の様子を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、04時15分沖防波堤北灯台から140.5度1.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に後方から65度の角度で衝突した、

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成13年11月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及び魚群探知機を、左舷側にレーダーを、右舷側にGPSプロッター、配電盤及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、有効な音響による信号を行うことができる手段として電子ホーンを装備した、主に一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日03時00分相馬港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、ノースアップ表示で1.5海里レンジとしたレーダーを作動させて操船に当たり、前示漁場付近に到着したのち、漂泊して夜明けを待つこととし、03時30分衝突地点付近で、船首を南方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、船尾甲板に移動して漁具の準備を始めたのち、04時

00分左舷船尾方約3海里のところに、Aが表示する白1灯を初めて視認した。

b受審人は、漁具の準備を続け、04時12分半衝突地点で、船首が180度を向いていたとき、Aが左舷船尾65度1,040メートルのところとなり、同船の白、紅、緑3灯を視認することができ、その後Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることなく、漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、漁具の準備をしながら漂泊中、04時15分僅か前左舷至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が180度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板及び舵板等に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、左舷中央部外板等に亀裂を生じ、b受審人が左外傷性気胸及び多発肋骨骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、相馬港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、相馬港東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、夜間、相馬港東方沖合において、同港に向けて帰航する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、乗組員が行う漁具のゴミ除去作業の様子を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、夜間、相馬港東方沖合において、操業開始時機を待つ目的で漂泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月17日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎